

高 齡 化 対 策

「高齢者保健福祉施策の実施状況等について」

令和5年11月29日

少子・高齢化対策特別委員会

目 次

I 高齢者保健福祉施策の実施状況について

- 1 福岡市における高齢化の状況
- 2 高齢者分野に関する主な取組み

II 第9期福岡市介護保険事業計画（原案）について

報告関係附属資料

第9期福岡市介護保険事業計画（令和6～8年度）（原案）

別冊資料 福岡市高齢者保健福祉施策の実施状況

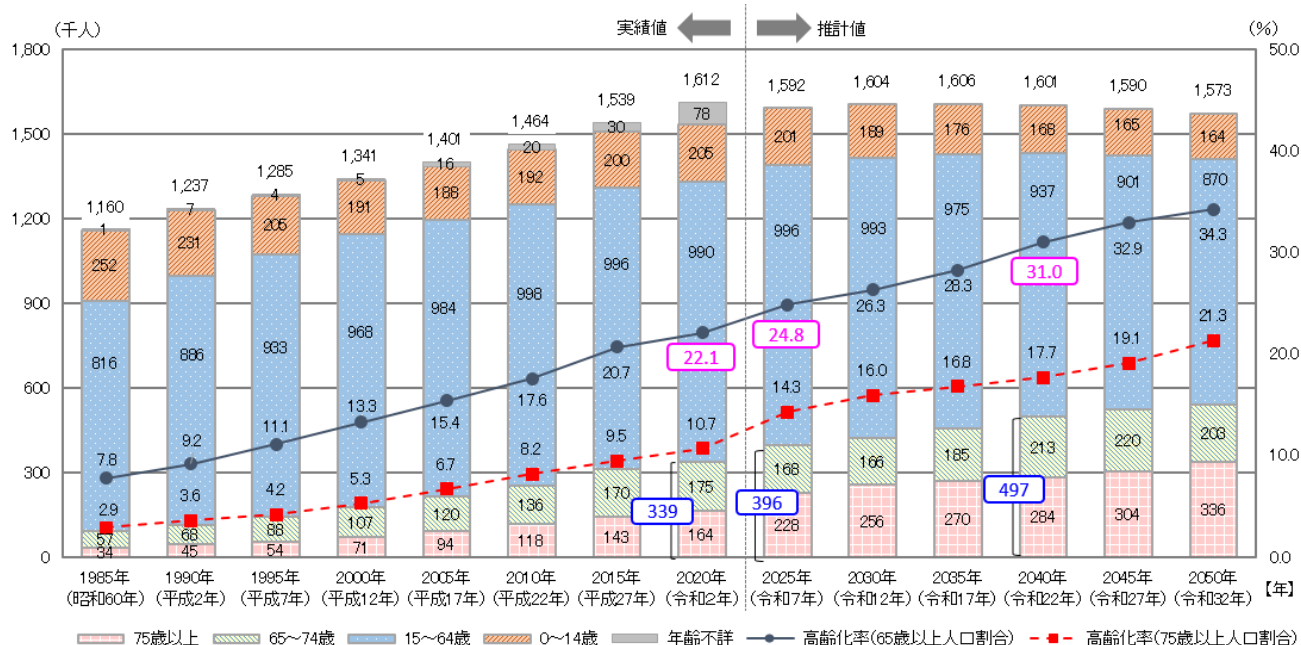
I 高齢者保健福祉施策の実施状況 について

1 福岡市における高齢化の状況

1 福岡市における高齢化の状況

(1) 高齢化の推移と将来推計

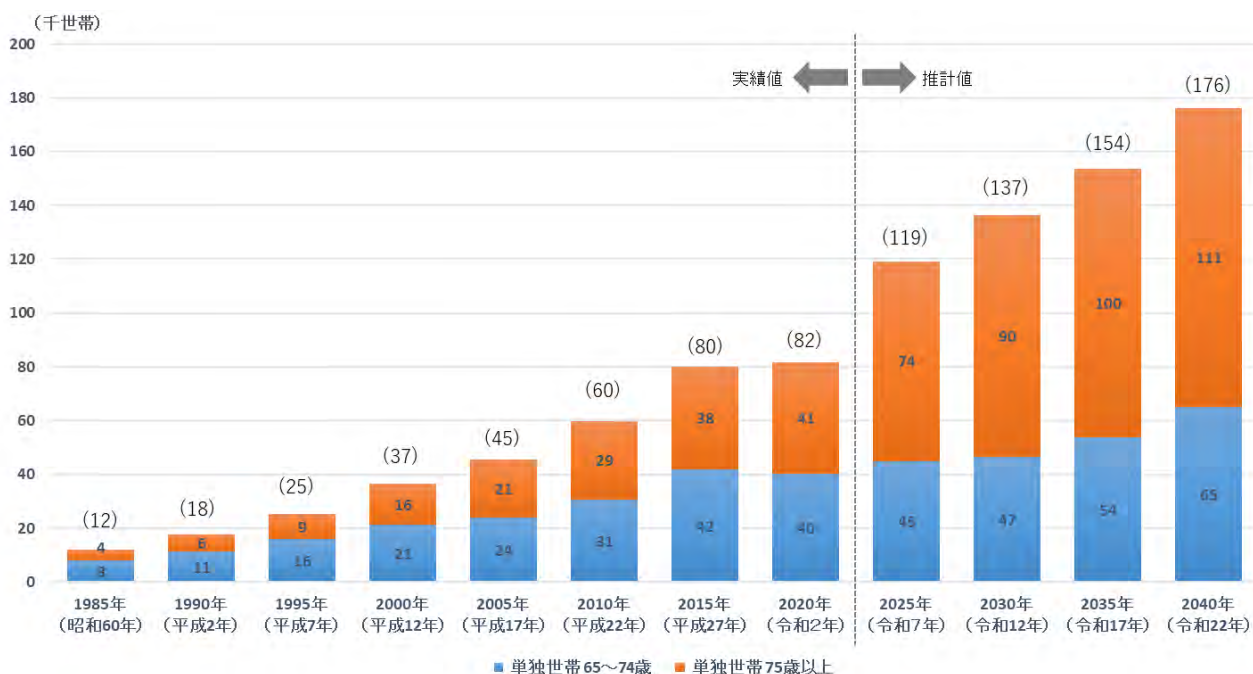
○高齢者人口は、2020年との比較で、2025年には**1.2倍**、2040年には**1.5倍**に増加の見込み



出典：2020年(令和2年)以前「国勢調査(令和2年度)」(総務省)、2025年(令和7年)以降「福岡市の将来人口推計(平成24年3月)」(福岡市)
 (注)国勢調査の高齢化率(人口割合)算出にあたっては、総数から年齢不詳を除外している

(2) 高齢者単独世帯数の推移と将来推計

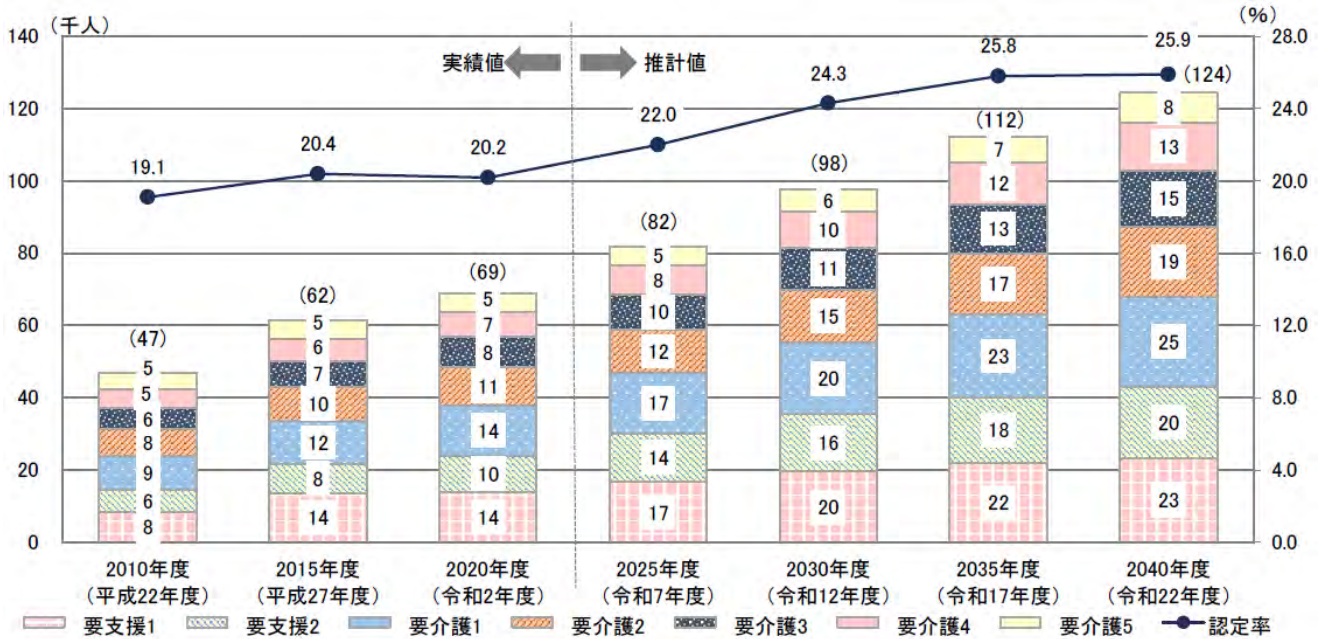
○高齢者単独世帯数は、2020年との比較で、2025年には**1.5倍**、2040年には**2.2倍**に増加の見込み



出典：2020年(令和2年)以前「国勢調査(令和2年度)」(総務省)、2025年(令和7年)以降「福岡市の将来人口推計(平成24年3月)」(福岡市)

(3) 要介護認定者数・認定率の推移と将来推計

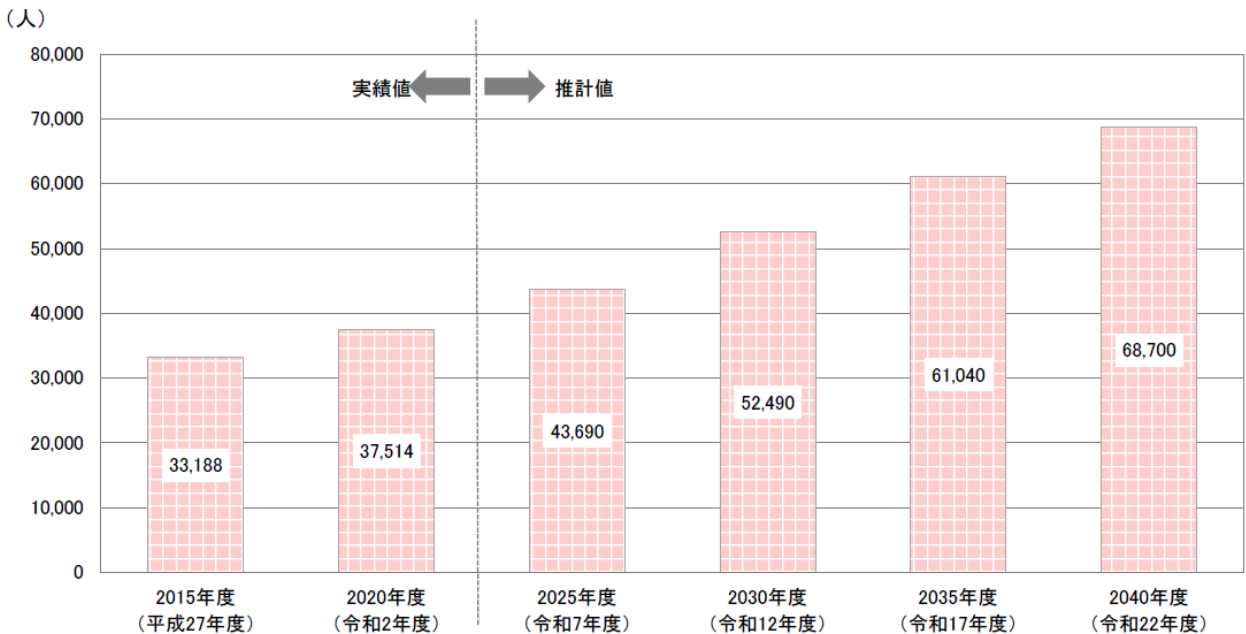
○要介護認定者数は、2020年度との比較で、2025年度には**1.2倍**、
2040年度には**1.8倍**に増加の見込み



(注) 要介護認定者数及び認定率は、2020年度(令和2年度)以前は実績値、2025年度(令和7年度)以降は第8期介護保険事業計画の計画値

(4) 認知症の人の数の推移と将来推計

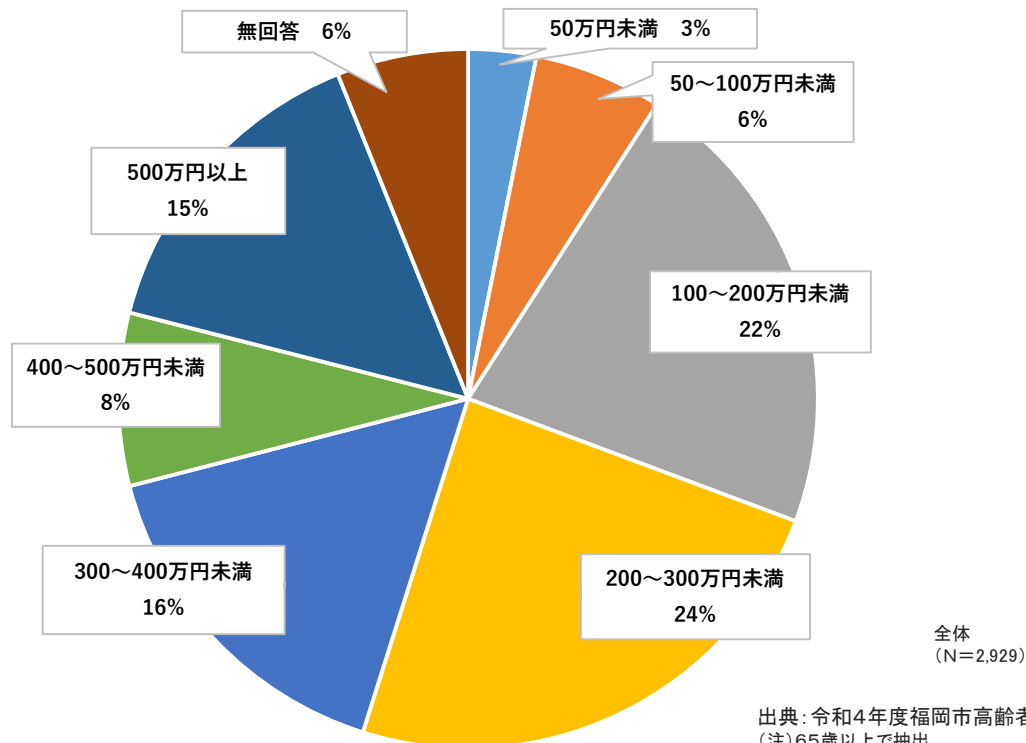
○認知症の人の数は、2020年度との比較で、2025年度には**1.2倍**、
2040年度には**1.8倍**に増加の見込み



(注) 認知症の人の数は、福岡市の要介護認定者に占める日常生活自立度Ⅱ以上の人の数について、2015年度(平成27年度)・2020年度(令和2年度)は年度末の値、2025年度(令和7年度)は第8期介護保険事業計画の計画値、2030年度(令和12年度)以降は上記(3)の要介護認定者数を基に推計した値

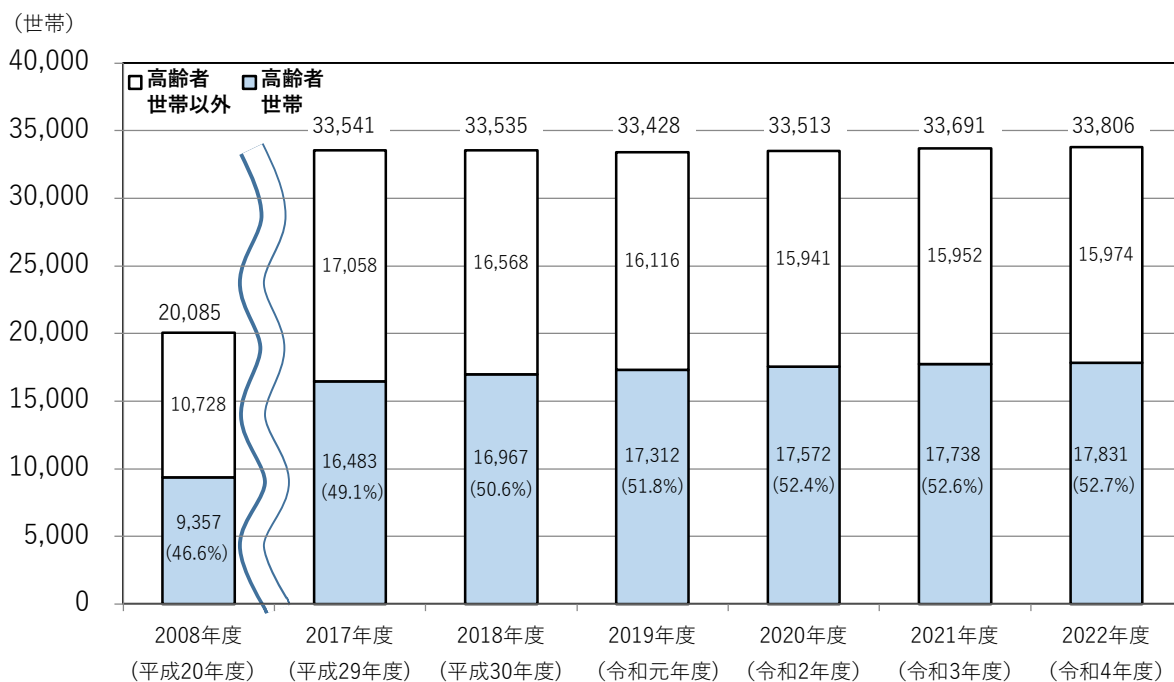
(5) 高齢者がいる世帯の全世帯員の年間総収入

○世帯の年間総収入は、200～300万円未満の世帯が最も多く、全体の1/4となっている



(6) 生活保護世帯数（高齢者世帯等）の推移

○生活保護世帯数の総数は、近年ほぼ横ばいで推移している



(注1) 世帯には停止中を含まない(現に保護を受けたもの)
 (注2) 端数処理の関係上、内訳の合計と総数は一致しない場合がある
 (注3) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう

2 高齢者分野に関する主な取組み

2 高齢者分野に関する主な取組み

(1) 福岡100の推進

人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる持続可能なまちづくりに向けて、行政だけでなく市民や企業、大学など幅広いプレイヤーの参画を得ながら、その発想や手法を取り入れ、産学官民「オール福岡」で取り組む。

市民一人ひとりのウェルビーイングの向上に向けて、市民一人一人が性別や年齢、生まれ育った環境、障がいの有無などに関わらず、自分にとっての「幸せ」や自己実現に向けた行動ができる、何歳でもチャレンジできる未来のまちを目指す。

福岡100
何歳でも
チャレンジできる
未来のまちへ

《福岡100フェスティバルの開催》

10月から11月にかけて開催される、「人生100年時代を自分らしく楽しむ」をコンセプトとした様々な福岡100関連イベントを「福岡100フェスティバル」として一体的に広報。



アラカンフェスタの様子

(2) 福岡市保健福祉総合計画<高齢者分野>に基づく取組み

【福岡市保健福祉総合計画<高齢者分野> 基本理念】

高齢者が年齢に関わらず、意欲や能力に応じ、生きがいをもっていきいきと活躍することができ、医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる社会を実現します。

基本目標	施策
【基本目標1】 地域包括ケアの推進	(1-1) 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）と各種相談機能の充実
	(1-2) 地域ケア会議の促進
	(1-3) ICT（情報通信技術）やロボット等の利活用
【基本目標2】 安心して暮らせる基盤づくり	(2-1) 住まいの確保と住環境の整備
	(2-2) 日常生活の支援等
	(2-3) 支え合う環境づくりと福祉・介護人材の確保
	(2-4) 災害対策の推進
【基本目標3】 いつまでもいきいきと活躍できる環境づくり	(3-1) 社会参加の促進
	(3-2) 就業の支援
	(3-3) 介護予防の推進
	(3-4) 活動の場づくり
【基本目標4】 要支援・要介護高齢者等への支援体制の充実	(4-1) 持続可能な介護保険制度の運営
	(4-2) 介護サービス基盤の整備
	(4-3) 介護サービスの質の向上
	(4-4) 生活支援サービスの提供
【基本目標5】 認知症フレンドリーなまちづくりの推進	(5-1) 認知症に関する理解促進
	(5-2) 適切な医療・介護サービスの提供と予防の推進
	(5-3) 認知症の人や家族への支援の充実
	(5-4) 認知症とともに生きる施策の推進

○目的・概要

超高齢社会を迎え、また、地域・家庭・職場といった支え合いの基盤が弱まる中、介護・障がい・子育て・生活困窮などの分野で複雑化・複合化した課題が顕在化している。

このような社会状況の変化を踏まえ、高齢になっても誰もが個人として尊重され、人生の最期まで、住み慣れた地域で自立した生活を安心しておくことができるよう、保健（予防）・医療・介護・生活支援・住まいのサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアの仕組みづくりを推進していく。



○進捗状況（主なもの）

（1）地域包括支援センターと各種相談機能の充実

・高齢者人口の増加を踏まえ、高齢者の健康や福祉、介護に関する総合的な相談に応じる職員、通いの場など地域資源を活用した生活支援や介護予防支援を担う職員の増員を進めるなど、相談機能の充実を進めている。

（令和5年度職員定数267名 [内訳：保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員210名 / 生活支援・介護予防推進員57名]）

（2）地域ケア会議の推進

・地域や市など各階層において、保健・医療・介護などの専門職や地域関係者などによる高齢者の個別支援の検討や地域課題の把握、取組みを推進する地域ケア会議を開催

・市レベルの地域ケア会議では、関係機関・団体、行政が共働して作成した「地域包括ケアアクションプラン」に基づき、各分野を横断した分野横断的取組みを実践

【分野横断的取組み（主なもの）】

- ①終活支援セミナー
セミナー実施（11月）、動画配信（配信中）
- ②マイエンディングノートの作成・配布（20,000部）
- ③ゆる〜く備える親の介護講座
市民向け動画配信（配信中）、企業・団体向け講座、企業の人事向け講座（18社）
- ④専門職向け
地域包括ケアの理解促進講座、地域包括ケアの実践促進講座（11月）
- ⑤生活課題が顕在化する前の早期からの意思表示、意思決定の啓発として「自分で決める人生ガイド」の発行
- ⑥複合課題への対応として、専門職向け「気づきつながらる研修パッケージ」を開発



○今後の方向性

福岡市が抱える多様な地域特性を踏まえ、各地域の社会資源状況などの実情に応じた取組みが必要である。今後も、市民、事業者、関係機関・団体等と共に、地域包括ケアの実現に向けた取組みを進めていく。

○目的・概要

高齢者の権利擁護に関する相談数は増加傾向にあり、複合課題を抱え支援の困難性が高い事案も増加している。関係機関や地域住民と連携しながら、高齢者虐待の未然防止や早期発見、認知症などにより判断能力が十分でない方の財産管理や契約等、成年後見人等が代わって行う成年後見制度の利用促進など権利擁護の取組みの充実を図る。

○進捗状況（主なもの）

（1）高齢者虐待の未然防止・適切な対応

①市民の啓発、専門職対応力向上

高齢者虐待防止に係るチラシの配布、地域包括支援センターや区職員に対し虐待対応研修を実施〔R5年度研修4回実施（予定）〕

②弁護士等のサポート体制の確保

高齢者虐待事例に対し、弁護士などの専門家に相談し助言を受けることができる体制を確保

③被虐待高齢者一時保護事業の実施

養護者からの虐待により生命及び身体に重大な危険が生じる恐れがあると認められる高齢者を老人福祉施設等に一時的に保護し高齢者の安全を確保する事業を実施

（2）成年後見制度の利用促進

①福岡市成年後見推進センターの運営

判断能力が十分ではない方に対し関係機関と連携して成年後見制度の利用促進を図ることを目的に中核機関を設置し、制度の利用相談、後見人等の受任調整、制度の広報・啓発、関係機関の連携及び対応強化の推進を実施〔R5年9月末：相談件数490件〕

②後見等の報酬助成の実施

後見人等報酬を支払うことが困難な方へ助成を実施〔R5年9月末：申請受付127件〕

③弁護士等によるアウトリーチ支援の実施

必要な支援を求めることができない方が、早期の支援につながるよう、アウトリーチ支援を実施

④地域連携のための権利擁護支援ネットワークの構築

「権利擁護支援ネットワーク協議会」を設置し、地域に暮らす全ての人が、その人らしく、尊厳のある生活を継続し、地域社会に参加できるようにする取り組みを実施

⑤市民後見人の育成、活躍支援

認知症高齢者等を地域で支え、本人に寄り添った支援を行う市民後見人を育成し、活躍を支援

○今後の方向性

権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携し、高齢者の意思決定支援を含めた権利擁護の支援の充実を図っていく。



○目的・概要

急速な高齢化と労働力人口の減少に伴い、今後より多くの福祉・介護サービスの担い手を確保する必要性が生じている。国・県・市の役割分担のもと、広域的な視点から総合的な人材確保策を進めており、本市では、「新規人材の参入促進」、「労働環境・処遇の改善」および「資質の向上」に一体的に取り組んでいる。

○進捗状況（主なもの）

（1）福祉人財共働ワーキング

介護・福祉に関わる団体が介護の魅力を発信するイベント「ふくおかカイゴつながるプロジェクト」において、福祉人財共働ワーキングで企画した、カイゴハンドマッサージ体験、口腔ケアチェック体験、ふくおかカイゴダンスを実施
〔令和5年度：イベント来場者数約2,000人〕

（2）訪問介護事業所の人材確保支援

介護職員初任者研修を無償で開催し、身近な地域で就労を希望する人材と訪問介護事業所をマッチング
〔令和5年度：介護職員初任者研修24人×3回実施(予定)〕

（3）外国人介護人材受入支援

外国人人材の受入に関する事業者間の知見の共有や受入環境の整備等のため、外国人介護人材の受入のための相互支援のプラットフォーム形成、外国人介護人材等と地域の草の根交流会、外国人留学生と介護事業所とのマッチングなどの取組みを一体的に実施
〔令和5年度：事業者間の意見交換会2回開催(予定)、草の根交流会5回開催(予定)等〕

（4）介護事務効率化支援事業

介護事業所の経営課題における業務効率化の位置付けや重要性・波及効果など経営・管理者層に伴走しながら理解を促進するとともに、実際の介護現場におけるICT活用による業務効率化のモデル形成を実施
〔令和5年度：労務コンサルタントと訪問介護事業所による講演会・交流会3回実施(予定)〕

（5）介護ロボット等導入促進

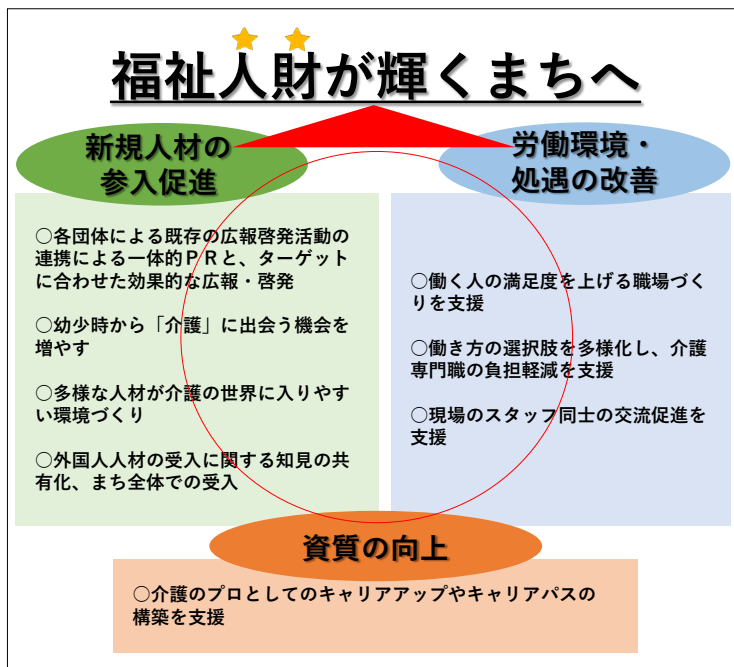
介護事業所の労働環境改善のため、介護ロボット等に精通した介護職員の養成講座を実施するとともに介護ロボット等の試用貸出を実施。
〔令和5年度：養成講座参加者14名、貸出申込6事業所〕

（6）介護業界全体のWell-being向上推進事業

介護業界全体のウェルビーイングを高めるための研修や交流会を実施
〔令和5年度：介護業界全体のウェルビーイング向上研修・交流会5回実施（予定）〕

○今後の方向性

介護職員の必要数について、少なくとも2040年（令和22年）までは増加すると見込まれており、国や県と役割分担・連携をしながら、中長期的な視点で着実に取り組んでいく。

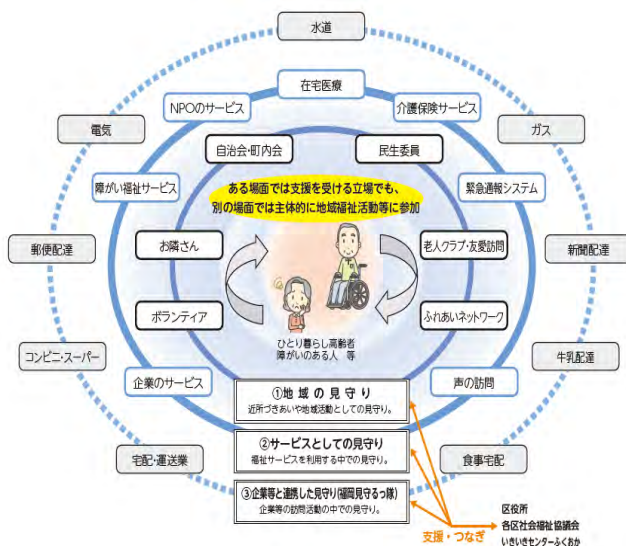


○目的・概要

近年、加速する少子高齢化や単身世帯の増加、住民同士の関係の希薄化など、地域コミュニティでの支え合いの基盤が弱まっている。

高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、自治会・町内会等の地域組織や民生委員、ライフライン企業等などが連携した、地域の特性に応じた見守りなどのネットワークの形成を支援する。

※福岡市が目指す重層的な見守り体制



○進捗状況

(1) ふれあいネットワーク

地域住民や団体のネットワークにより、実施される高齢者などの見守り活動

〔実施校区数及び対象世帯数〕

・令和5年度（7月末現在） 137校区、49,036世帯



(2) ふれあいサロン

家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者等の孤独感の解消や寝たきり・認知症の予防、介護予防などを目的とした集いの場

〔実施校区数及び参加者数〕

・令和5年度（7月末現在） 133校区（374カ所）、7,855人



(3) 民生委員

地域の身近な相談役として、地域住民の相談を受け、関係機関へつなぐなどの支援を行うボランティア。3年に1回、全国一斉に改選され、厚生労働大臣の委嘱を受ける。

〔現員数〕

・令和5年度（6月1日現在） 2,355人（定数2,550人）

(4) 友愛訪問事業

高齢者の安否の確認、孤独感の解消を図るとともに、地域社会への参加を促進させることを目的として、老人クラブ会員が地域高齢者を定期的に訪問

〔訪問班数〕

・R5年度（見込み） 580班

○今後の方向性

ふれあいネットワークやふれあいサロンなど、地域の担い手の高齢化や固定化が進んでいるため、新たな担い手の発掘・確保に努めながら、見守りのネットワークづくりを進めていく。

また、民生委員活動について、支援の充実や、さらなるなり手不足対策等を検討する。

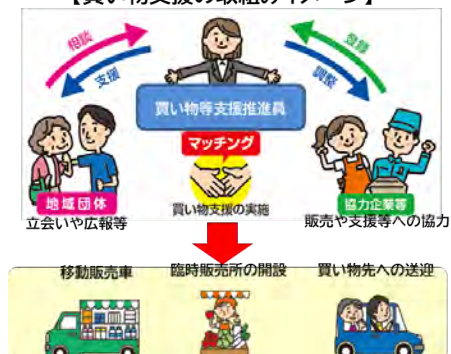
(1) 買い物等の生活支援推進事業

○目的・概要

超高齢化、世帯の単身化が進む中、買い物支援等の日常生活に支援を要する高齢者等が増加してきている。

この状況に対応するため、買い物等支援推進員を配置し、地域と企業等のマッチングにより、地域の支え合いによる買い物支援を実施。民間の活力や地域の支え合いの力、ICT（情報通信技術）などの新しい技術等、多様な社会資源を活かし、地域の特性やニーズに応じた持続可能な買い物支援に取り組む。

【買い物支援の仕組みイメージ】



○進捗状況

令和4年度も引き続き、移動販売や買い物先への送迎等、地域と企業等のマッチングによる買い物支援を推進（9地域→13地域）。

また、宅配等の買い物に資する情報をまとめた「買い物支援ガイドブック」の店舗情報の更新を行うとともに、より利用者にとって分かりやすくなるようレイアウトなどの見直しを行った。



移動販売や集会所での臨時販売の様子



利用シーンの提案や巻末にいきいきセンター、消費者センターの連絡先などの情報も追加

○今後の方向性

多様な地域の特性やニーズに対応していくため、引き続き企業や民間事業等の多様な主体の参画を促すとともに、地域の支え合いによる買い物支援を推進していく。

福岡100ラボで「ICTを活用した買い物支援」をテーマに提案公募を実施。現在 Uber Eats とともにオンラインによる民間の宅配サービスの普及および利用促進に向けた課題分析をおこなう共同事業を実施中。令和6年度以降、課題分析を元に、個人のニーズに即したICTを活用した民間宅配サービスの施策検討を行う。

(2) 福岡シェアダイニングモデル事業

○目的・概要

孤立の予防・解消やwell-beingの向上を目指すため、日常生活に欠かせず、かつ楽しみや自然な交流が期待できる、「食」を通じた多世代交流の居場所づくりを実施。

○進捗状況

食を通じた居場所づくりのため、市社会福祉協議会に、地域とのコーディネートなどを担う支援員を配置。社会福祉施設のスペースを活用した居場所づくりやこども食堂における多世代交流など、「食」を通じた多世代交流に向けた取組みを支援。

○今後の方向性

支援事例や効果等の発信を通じて、さらなる取組みの波及につなげる。

○目的・概要

超高齢社会を迎える中、高齢者の就業意欲は高く、また、就業は高齢者の健康寿命の延伸にも効果がある一方で、高齢者の希望する仕事が見つからない等のミスマッチが生じている。

高齢者が年齢を重ねても、意欲や能力に応じて社会の中で活躍できるよう、高齢者への就業支援や企業へ的高齢者雇用の働きかけを行い、働きたい高齢者と企業のマッチングをすることで、高齢者の就業を応援する。

○進捗状況（主なもの）

高齢者への就業支援や企業へ的高齢者雇用の働きかけを行うとともに、「シニア・ハローワークふくおか」を活用した就業支援に取り組んでいる。

(1) 高齢者への就業支援 令和5年度（9月末時点）

- ・就業・創業セミナー（就業のきっかけづくり・業種別セミナー等） 20回開催 83人参加
- ・シニア・インターンシップ（企業での就業体験） 1回実施 2人参加
- ・シニアお仕事ステーションを通じた情報発信（市内14か所）

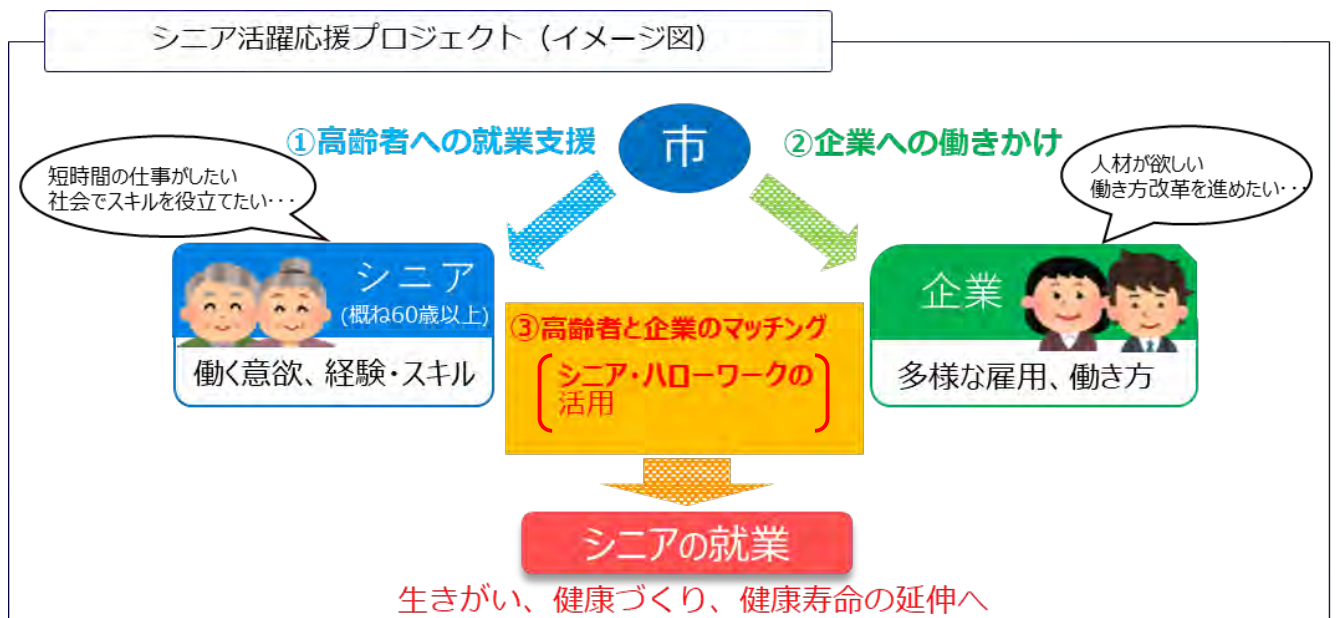
(2) 企業への働きかけ 令和5年度（9月末時点）

- ・個別訪問による求人開拓（短時間雇用や業務の切り分け等の提案を行い、新たな雇用を開拓）
訪問数 428事業者（求人受理事業者77社、求人受理人数224人）
- ・職場環境整備のためのコンサルティング 4社9月開始

(3) 高齢者と企業のマッチング 令和5年度（9月末時点）

- ・シニア・ハローワークを活用した支援（福岡労働局：求職相談、福岡市：ライフプランに関する個別相談（月2回）・セミナー（年10回）、就業相談（月1回）などを実施）
- ・合同企業説明会（高齢者雇用に積極的な企業等による説明会） 1回開催 17人参加

※令和5年度新規就業者数 373人（令和5年9月末時点）



○今後の方向性

高齢者の就業支援、事業者の雇用促進等の取組みを推進し、シニア・ハローワークふくおかも活用しながら、両者の効果的なマッチングを図っていく。

○目的・概要

高齢期においては、加齢や慢性疾患により心身の機能が低下する「フレイル」のリスクが高くなることに加え、新型コロナウイルス感染症による自粛生活の影響で、フレイルの高齢者が増加し、要支援・要介護の高齢者の増加も懸念されている。

フレイルの高齢者を早期に把握し、要支援・要介護への移行を防ぐために、フレイル対策に取り組むとともに、介護が必要となった場合にもその悪化をできるだけ防ぎ、さらには軽減を目指し、重度化防止の取組みを推進する。

○進捗状況（主なもの）

（1）フレイルのリスクが高い方へのアウトリーチ支援

健診・医療・介護データを活用して様々な視点からハイリスク者を抽出し、保健師等の訪問によりきめ細かな支援を実施

フレイル予防ハイリスク者支援事業

健診・健康保険・介護保険の利用が一定期間ない方で、過去に高血圧、糖尿病等の治療歴がある方や、後期高齢者健康診査の結果から身体的フレイルリスクが高い方等を対象

〔令和5年度対象者数：1,000人〕



（2）フレイル予防の啓発

フレイル予防の意識の醸成を図るため、高齢者だけでなく、幅広い世代を対象に広報・啓発を実施

介護予防郵送啓発事業

- ・高齢者向けフレイル予防ガイドの改訂版の作成、配布
〔令和5年度：18,400部〕
- ・フレイルが増える世代の子ども世代へ向けたリーフレットの作成、配布〔令和5年度：25,000部〕
- ・介護保険を利用しておらず、健診を受診していない74歳の高齢者へフレイル予防ガイド等の郵送〔令和5年度：約6,600人〕

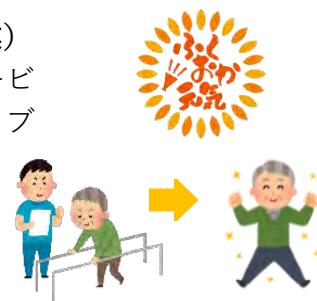


（3）要介護高齢者の重度化防止

ふくおか元気向上チャレンジ（在宅高齢者の要介護状態改善事業）

要介護度やADL等の改善・維持に取り組むチーム（介護サービス事業所、利用者）を評価し、その取組みに対してインセンティブ（表彰・認証等）を付与する事業を実施

〔令和5年度参加数：25チーム（9月末時点）〕



○今後の方向性

今後、医療や介護のニーズが高くなる後期高齢者がますます増加していく中、加齢による変化や疾病とも上手く付き合いながら自分らしく暮らせるよう、引き続きフレイル予防や重度化防止等に向けた取組みを推進していく。

○目的・概要

高齢者数の増加に伴い認知症高齢者数も急速に増加しており、厚生労働省によると2012年には全国で65歳以上の約7人に1人が認知症であると報告され、2025年には65歳以上の高齢者に対する割合は約5人に1人になると報告されている。

増加する認知症高齢者に対応し、認知症とともに住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくりを目指し「認知症フレンドリーシティ・プロジェクト」をオール福岡で推進する。



○進捗状況（主なもの）

（1）福岡市認知症フレンドリーセンターの開設

「福岡市認知症フレンドリーシティ・プロジェクト」の取組みを集約し、市民や企業に最新の知見・技術等を提供するとともに、取組みを国内外へ発信する拠点施設として、令和5年9月に開設

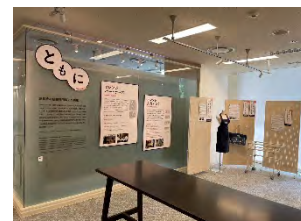
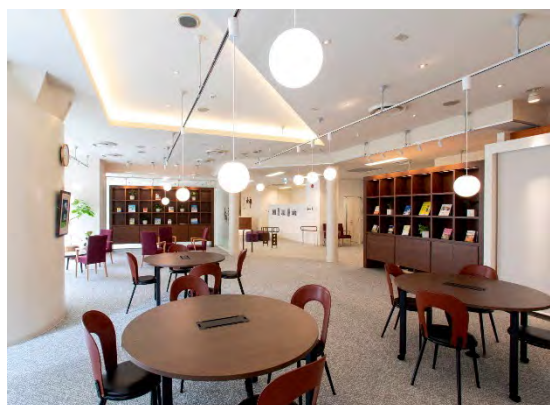
【場所・開館日時】

場 所：健康づくりサポートセンター あいれふ2階（中央区舞鶴）

開館日時：火曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）10時～18時

【主な機能】

- ・認知症の人が地域で活躍し続けられる場の創出
- ・認知症の人同士の本人ミーティング、認知症の人や家族・企業等の交流
- ・ユマニチュード講座やARによる認知症体験などの学びの機会提供
- ・最新の知見や技術など認知症に関する情報発信、イベント開催



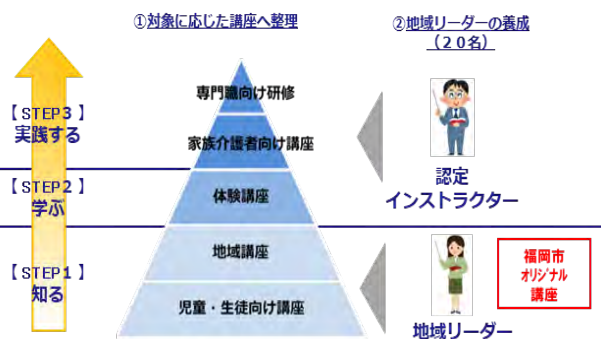
認知症の人にもやさしいデザインを全面導入し、ショールームとしても活用可能

(2) ユマニチュード®の普及促進

多くの市民が認知症のことを理解し、認知症の人と正しく接することができるよう、コミュニケーションをスムーズにするためのケア技法「ユマニチュード」の普及促進を図る。対象者に応じた講座プログラムを構成し、特に福岡市が独自に養成した「ユマニチュード地域リーダー」によるユマニチュードを「知る」ための講座に注力している。令和4年度は講座を企業に本格的に展開するとともに、プロモーション動画の制作など、幅広い市民への普及に取り組んだ。令和5年度は、高齢者施設等への導入促進を目的に、ユマニチュード認証取得支援を実施している。

講座実施回数（令和5年9月末現在）

【STEP3】	・専門職研修（救急隊・介護職等） ・家族介護者向け講座	21回 23回
【STEP2】	・体験講座（市民向け）	9回
【STEP1】	・一般向け講座（公民館・企業等） ・児童生徒向け講座 ・市職員向け研修	111回 30回 9回



(3) 「認知症の人にもやさしいデザイン」の導入促進

認知症の人がストレスなく安心して暮らせる住環境を整備するため、令和2年3月に「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を策定。令和5年9月にこれまでの導入事例や市の取組みを追加した第2版及び英語版を発行

デザインの導入施設〔令和4年度末：49施設〕

博多区役所、公民館・老人いこいの家（堤・南当仁等）、市民体育館等



(4) 福岡オレンジパートナーズの推進

企業が認知症を正しく理解し、認知症にフレンドリーなサービスや商品の開発を実施する基盤を構築推進することで、認知症の人や介護者の社会参加・活躍を促進する。

福岡オレンジパートナーズ

・企業との勉強会の開催〔令和5年度：6回（予定）〕

・本人の希望を叶えるプログラムの実施

〔令和5年度：2回（予定）〕

（企業が認知症の人の希望する行動を共にすることで、認知症の人のニーズやシーズに気づく機会を創出する）

オレンジ人材バンク

・認知症の人の活躍の場の創出〔令和4年度：10事業所〕



○今後の方向性

今後も認知症の人の数が増加していく見込みである中、認知症に関わる産学官民の様々な団体との連携を強化し、オール福岡で認知症フレンドリーシティを目指した取組みを推進していく。

また、認知症とともに生きる「共生」の推進が重要であり、「オレンジ人材バンク」などの取組みを通じて認知症の人が活躍する場を創出し、市民の認知症に対する理解促進をさらに進めていく。

Ⅱ 第9期福岡市介護保険事業計画 (原案) について

第9期福岡市介護保険事業計画（原案）の概要

1 計画策定の趣旨

地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、福岡市における介護保険事業の円滑な実施に際して必要な事項を定めるものとして、「第9期福岡市介護保険事業計画」を策定する。

2 計画期間

令和6年度から8年度までの3年間

3 高齢者を取り巻く現状と課題

- 【現状】**
- 高齢化の進展に伴い、支援が必要な高齢者（高齢の単独・夫婦世帯、要介護認定者、認知症の人）は増加している。
 - 健康意識の高まりや介護予防の取組み等により、後期高齢者の認定率は低下している（平成28年度以降の6年間で、80-84歳は△4.6%、85-89歳は△4.8%）が、コロナの影響等による運動量や他者との交流機会の減少が見受けられる。
 - 高齢者や介護者の過半数は、住み慣れた自宅・地域での生活や介護を希望している。
- 【課題】**
- 介護人材の確保が必要となる中、人材の安定的な確保や定着に向けた取組み、IoTや介護ロボット、AIなどの最新技術の積極的な導入が重要である。
 - 高齢化のさらなる進展に伴い、高齢者が健康寿命を延ばし、自分らしく生きていけるよう、介護予防・重度化防止の取組みや生活支援体制の整備等の推進が重要である。
 - 介護が必要になっても住み慣れた自宅・地域で暮らせるよう、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、在宅生活を支える介護サービスの拡充等が必要である。

4 介護保険制度の主な改正（国）

(1) 地域における質の高い医療・介護の効率的な提供に向けた改正

① 介護情報基盤の整備

介護事業者や医療機関等が被保険者の介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備

② 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

国において、介護事業者の経営情報を収集・分析し、分析結果を公表する制度を創設

③ 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組みに係る努力義務

生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組みを推進

④ 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

サービス拠点での「通い」や「泊まり」にも看護サービスが含まれる旨を明確化

⑤ 地域包括支援センターの体制整備等

介護予防支援や総合相談支援業務などの支援をより適切に行う体制を整備

(2) 制度の持続可能性の確保に向けて検討されている内容（令和5年末に結論が出される予定）

- ・ 第1号被保険者保険料の標準段階等の見直し
- ・ 利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し
- ・ 介護老人保健施設等の多床室に係る室料負担の見直し

5 地域包括ケアの構築と地域共生社会の実現に向けて

(1) 日常生活圏域の設定

中学校区単位を基本とする59圏域で設定（第8期介護保険事業計画と同じ）

(2) 地域包括ケアの構築に向けた施策の展開

① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

ア 自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進

自立支援・介護予防に関する啓発、リハビリテーション専門職等との連携の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組みの推進、社会参加の促進等

イ 介護予防の推進

フレイル予防の推進、通いの場の充実、健診・医療・介護のデータ活用による支援が必要な人の把握・支援等

ウ 健康づくりの推進

生活習慣の改善、歯・口腔保健の推進、ロコモティブシンドローム予防、生活習慣病の重症化予防等

② 生活支援体制の整備

ア 生活支援体制の基盤整備の推進

生活支援・介護予防サービスの開発や担い手の養成、買い物支援等

イ 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）の機能強化

高齢者人口に応じた職員配置、各種総合相談機能の充実・強化等

ウ 多様な主体による多様なニーズに応じたサービスの充実

生活支援型サービスの普及、地域住民の主体的な参画の促進等

③ 福祉・介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の推進

新規人材の参入促進、労働環境・処遇の改善、資質の向上、介護ロボット・ICT等の導入支援、介護ボランティアの登録・活用の促進等

④ 介護サービス基盤の整備

＜整備方針＞ ア 在宅生活を支えるサービスの拡充

イ 住み慣れた地域で住み替えができる小規模施設の拡充

ウ 入所・居住系ニーズを担保する施設サービスの整備

＜整備目標＞

サービス種別	8期見込	9期目標(R6～8)	
	累計	新規整備	累計
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	61事業所	15事業所	76事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	29事業所	15事業所	44事業所
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	2,266人分	269人分	2,535人分
特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）	6,391人分	190人分	6,581人分
介護老人保健施設	2,606人分	-	2,606人分
介護医療院	710人分	-	710人分
特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）	4,299人分	105人分	4,404人分

⑤ 住まいの確保と住環境の整備

多様な住まいの確保、入居支援、住宅セーフティネット機能の強化、生活面に困難を抱える高齢者の住生活支援等

⑥ 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療提供体制の構築、医療・介護関係者の連携強化、在宅医療と介護に関する啓発、認知症への対応、看取りに関する取組みの推進

⑦ 認知症施策の推進

ア 認知症に関する理解促進

認知症に関する啓発、認知症サポーターの養成、ユマニチュードの普及等

イ 適切な医療・介護サービスの提供と予防の推進

認知症疾患医療センターの運営、認知症サポート医の養成、認知症ケアパスの作成等

ウ 認知症の人や家族への支援の充実

ピアサポート活動による支援、認知症カフェの開設促進等

エ 認知症とともに生きる施策の推進

認知症の正しい理解の推進、認知症の人が活躍できる環境整備、認知症の人にもやさしいデザインの普及等

⑧ ICT (情報通信技術) やロボット等の利活用

IoTや介護ロボット等の医療・保健福祉分野への導入、福祉・介護現場での利活用等

⑨ 介護サービスの質の向上

福祉・介護人材の資質の向上、介護サービス事業者の質の向上等

⑩ 在宅要介護高齢者と家族介護者への支援

ア 在宅要介護高齢者への支援

おむつサービス、住宅改造助成等

イ 家族介護者への支援

認知症の人の家族への支援、地域密着型サービスの充実・普及等

⑪ 高齢者虐待の防止と成年後見制度の利用促進

相談窓口の周知、支援者の対応力の向上、福岡市成年後見推進センターの運営等

⑫ その他、介護保険事業の円滑な運営

要介護認定の適正化に向けた取組み、介護給付費適正化に向けた取組み、災害対策・感染症対策にかかる体制の整備、離島におけるサービス基盤整備等

6 サービス量の見込みと第1号被保険者保険料

(1) 人口・要介護認定者の推計

	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総人口 (A)	1,580,205人	1,592,400人	1,597,700人	1,602,800人
高齢者数 (B)	350,475人	361,900人	367,900人	373,500人
高齢化率 (B/A)	22.2%	22.7%	23.0%	23.3%
要介護認定者数 (C)	71,730人	75,720人	77,600人	79,540人
認定率 (C/B)	20.5%	20.9%	21.1%	21.3%



(2) 第1号被保険者保険料の考え方

① 介護給付費準備基金の活用

保険料の上昇を抑制するため、介護給付費準備基金を取り崩して充当する。

② 低所得者等の負担軽減

ア 保険料所得段階の設定

被保険者の負担能力に応じた多段階の保険料所得段階を設定する。

イ 公費投入による保険料負担の軽減

法令に基づき、原則、保険給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、第1～3段階の乗率を引き下げる。

ウ 低所得者等への配慮

収入や資産等一定の基準を満たす人の保険料額を引き下げる独自の軽減制度を継続する。

(3) 第9期の保険料見込み

① 保険料基準額（月額）の見込み

区分	対象者		第8期	第9期
基準額 (第5段階)	本人が市町村民税 非課税（世帯課税）	本人の課税年金収入額とその他の合計 所得金額の合計が80万円を超える	6,225 円	6,580 円 ～6,980 円

② 保険料所得段階の見直し

今後、国の改正を踏まえ、保険料所得段階（現行13段階）を見直す予定。

区分	対象者		計算方法
第1段階	本人が市町村民税 非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額 とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	(軽減前※) 基準額 × (0.44～0.45)
第2段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計 が80万円超120万円以下	(軽減前※) 基準額 × (0.64～0.65)
第3段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計 が120万円を超える	(軽減前※) 基準額 × (0.73～0.75)
第4段階	本人が市町村民税 非課税	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計 が80万円以下	基準額×0.90
第5段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計 が80万円を超える	基準額
第6段階	本人が市町村民税 課税	本人の合計所得金額が125万円以下	基準額×1.10
第7段階		本人の合計所得金額が125万円超200万円未満	基準額×1.30
第8段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.60
第9段階 以降		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 国において、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、標準 段階等の見直し（段階数の多段階化、高所得者の標準乗率の引上 げ等）が検討されています。 国の改正を踏まえ、多段階化及び乗率の設定を行います。 </div>	

※ 公費投入による保険料負担軽減

国において、低所得者の保険料負担の軽減を図るため、公費（国・県・市）を投入することで、第1段階から第3段階までの保険料を軽減する仕組みが導入されています。国の方針に基づき、第9期も保険料の引き下げを行います。

第9期福岡市介護保険事業計画（原案）のパブリック・コメントの実施について

1 趣旨

介護保険法に基づく「第9期福岡市介護保険事業計画」の策定において、住民の意見を反映させるため、福岡市情報公開条例第36条第2項第2号、第3項に基づくパブリック・コメントを下記のとおり実施するもの。

2 実施要領

(1) 意見募集期間

令和5年11月30日（木）から令和5年12月27日（水）まで（必着）

(2) 資料の閲覧・配布場所

資料は本市ホームページに掲載するほか、以下の場所でも閲覧・配布する。

介護保険課（市役所12階）、情報公開室（同2階）、情報プラザ（同1階）、各区情報コーナー、各区福祉・介護保険課、各出張所、各区老人福祉センター、各地域包括支援センター、市民福祉プラザ

(3) 募集方法

郵送、FAX、電子メール、窓口への持参

(4) 広報

市政だより12月1日号及び本市ホームページへ掲載

(5) 結果の公表

提出された意見への対応は計画の確定時に公表予定

3 今後のスケジュール（案）

時 期	内 容
令和5年11月30日～12月27日	パブリック・コメント実施
令和6年1月～2月	第3回高齢者保健福祉専門分科会（答申案協議）及び答申
3月	当初議会（介護保険条例改正：介護保険料等）
3月末	第9期介護保険事業計画 策定